

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
 ◇条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例  
 条 例

別表の第二種県営住宅の表中

三十七年	八 幡	倉吉市余戸谷町	中層耐火	二、五〇〇円
三十七年	八 幡	倉吉市余戸谷町	中層耐火	二、五〇〇円
三十八年	丸 山	鳥取市丸山町	簡易耐火	三、一〇〇円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに  
 公布する。  
 昭和三十九年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例  
 鳥取県営住宅管理条例（昭和三十四年十二月鳥取県条  
 例第四十九号）の一部を次のように改正する。

に を